議案第６７号

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年９月１８日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例（平成２７年板橋区条例第５６号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１０の項特定個人情報の欄を次のように改める。

介護保険給付等関係情報、難病患者医療関係情報又は障がい者関係情報であって区規則で定めるもの

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の施行に伴い、規定を整備する必要がある。